

●香川県監査委員公表第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年12月1日

香川県監査委員 林 勲
 同 大西 均
 同 香川 芳文
 同 高城 宗幸

- 1 監査対象部局 危機管理総局
- 2 監査対象年度 平成26年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 契約について</p> <p>（ア）業務委託契約に係る一般競争入札の公告について、契約担当者（知事又は契約締結権限の委任を受けた者）でない者の名で行っているものがあつた。（危機管理課）</p> <p>（イ）給食業務委託について、契約書で定める成果報告書が提出されていなかった。（消防学校）</p> <p>イ 物品について</p> <p>貸付物品については、毎年度1回以上、管理状況を貸付先に報告させ、実地調査を実施するなどの必要がある。（危機管理課）</p> <p>ウ その他</p> <p>嘱託職員の休暇について、夏季休暇の申請及び承認ができていないものがあつた。（消防学校）</p>	<p>ア 契約について</p> <p>（ア）今後、入札手続について、契約担当者以外の名で公告を行うことがないようにした。</p> <p>（イ）今回指摘を受けた給食委託業務について、成果報告をさせるとともに、確認を行った。今後、当該委託業務の手続について遺漏のないよう、受託業者に周知徹底した。</p> <p>イ 物品について</p> <p>今回指摘を受けた貸付物品について、管理状況を貸付先に報告させるとともに、実地調査を実施した。今後、当該手続について遺漏のないよう、職員に周知徹底した。</p> <p>ウ その他</p> <p>今後、当該手続について遺漏のないよう、職員に周知徹底した。</p>